

第4回 吉田町下水道料金等審議会

説明資料

令和4年11月24日

議 題

(1) 第3回審議会の審議内容確認及び本日の審議事項

(資料1 P.1、資料2)

(2) 現行の使用料体系 (資料1 P.2)

(3) 使用料体系の見直し (資料1 P.5)

(4) 次回審議会の予定 (資料1 P.10)

議 題

(1) 第3回審議会の審議内容確認及び本日の審議事項

(資料1 P.1、資料2)

(2) 現行の使用料体系 (資料1 P.2)

(3) 使用料体系の見直し (資料1 P.5)

(4) 次回審議会の予定 (資料1 P.10)

★第3回審議会の審議内容の確認

- 10月4日に開催した第3回吉田町下水道料金等審議会の審議内容については、審議会議事録を作成し、本日の審議会参考資料として配布いたしました（資料2）。
- 第3回審議会での内容や議事録について、不明点・疑問点など質問はございますでしょうか？

★本日の審議事項について

- 第3回の審議会では、使用料改定率に関する複数ケースの資料を提示し議論を深めていただくとともに、令和6年度に予定する使用料改定率、さらに、経費回収率100%を目指した段階的な使用料改定方針について審議を行って頂きました。
- 本日の審議会では、第3回審議会で意見を頂きました使用料改定に基づく使用料体系の改定案について意見を頂戴したいと考えています。

(1) 審議事項と全体スケジュール

★下水道料金等審議会のスケジュールと審議事項

項目	時期	審議事項
第1回 審議会	令和4年 5月25日	◇ 本審議会の審議事項と全体スケジュール ◇ 公共下水道事業概要・財務状況 ◇ 経営戦略の概要および使用料改定の方向性
第2回 審議会	8月23日	◇ 使用料対象経費（下水道経費の負担区分・排水需要予測・使用料算定期間） ◇ 収支見積に基づく使用料改定の必要性
第3回 審議会	10月4日	◇ 令和6年度に予定する使用料改定率 ◇ 経費回収率 100%を目指した段階的な使用料改定方針
第4回 審議会	11月24日	◇ 改定使用料体系（基本使用料・従量料金の設定等）
第5回 審議会	令和5年 2月下旬	◇ 下水道使用料の改定水準 ◇ 料金等審議会答申

議 題

(1) 第3回審議会の審議内容確認及び本日の審議事項

(資料1 P.1、資料2)

(2) 現行の使用料体系 (資料1 P.2)

(3) 使用料体系の見直し (資料1 P.5)

(4) 次回審議会の予定 (資料1 P.10)

★使用料体系とは

- 第3回審議会で示しました使用料対象経費を、個々の使用者に対してどのように配分し、負担して頂くかということを体系化したもの

★使用料体系の設定の基本原則

- 使用者が排除した下水の量及び質等に応じた妥当な使用料であること
- 特定の使用者に対して不当な差別的取扱いをする使用料であってはならないこと
- 定率又は定額をもって明確に定めること

(2) 現行の使用料体系

(1) 概要

- 本町の下水道使用料は、水道水の使用水量をもとに算定する排除汚水量に応じて納入いただいています。
- 本町の現在の下水道使用料体系は、下表のとおりで、2か月ごと奇数月に使用水量の検針を行い、偶数月の28日までに納入頂いています。

区分	基本使用料 (1ヶ月)		超過使用料 (1ヶ月)
	排除汚水量	使用料	
一般汚水	10m ³ まで	910円	10m ³ を超え50m ³ まで…1m ³ につき91円
			50m ³ を超え100m ³ まで…1m ³ につき100円
			100m ³ を超えるもの…1m ³ につき110円
公衆浴場汚水	10m ³ まで	910円	10m ³ を超えるもの…1m ³ につき45円

※消費税抜き価格

(2) 下水道の使用状況

- 令和3年度の業種別調定件数の実績では、**調定件数全体の家庭用（一般用＋集合用）の占める割合は95.9%を占めています。**

用途区分	R3調定件数		R3調定水量	
	調定件数	割合	調定水量	割合
一般用	26,869	72.5%	657,158	77.3%
集合用	8,692	23.4%	97,326	11.5%
営業用	720	1.9%	25,152	3.0%
学校用	64	0.2%	10,969	1.3%
官公庁用	144	0.4%	6,785	0.8%
工場用	144	0.4%	4,014	0.5%
その他	217	0.6%	1,073	0.1%
井戸水	218	0.6%	47,254	5.6%
合計	37,068	100.0%	849,731	100.0%

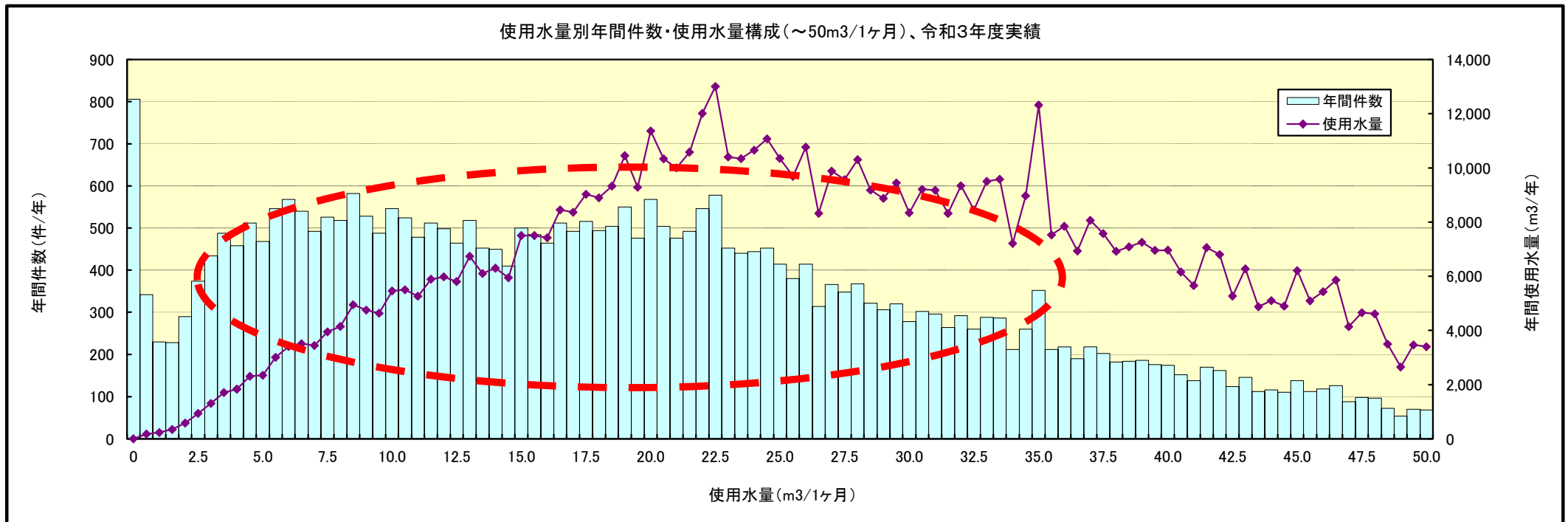
(2) 下水道の使用状況

- 1か月の使用水量として、**0~50m³以下の区分に調定件数全体の95.5%**が入っており、3~35m³/月あたりまで同規模の調定件数が分布しています。

現在の使用料体系の 使用者群の区分	R3調定件数		R3調定水量	
	調定件数	割合	調定水量	割合
0m ³ ~50m ³	35,385	95.5%	674,423	79.4%
51m ³ ~100m ³	1,447	3.9%	89,956	10.6%
101m ³ ~	236	0.6%	85,352	10.0%
合計	37,068	100.0%	849,731	100.0%

(2) 下水道の使用状況

- 1か月の使用水量として、0~50m³以下の区分に調定件数全体の95.5%が入っており、**3~35m³/月あたりまで同規模の調定件数が分布しています。**



(3) 現行使用料体系の特徴と課題

【特徴】

- ① 基本使用料：使用水量の有無に係わりなく徴収する金額 ⇒1か月910円
 - ② 従量使用料：使用水量の増加に応じて使用料が増額
- 本町は、「基本使用料」と「従量使用料」の「二部使用料制」を採用しています。

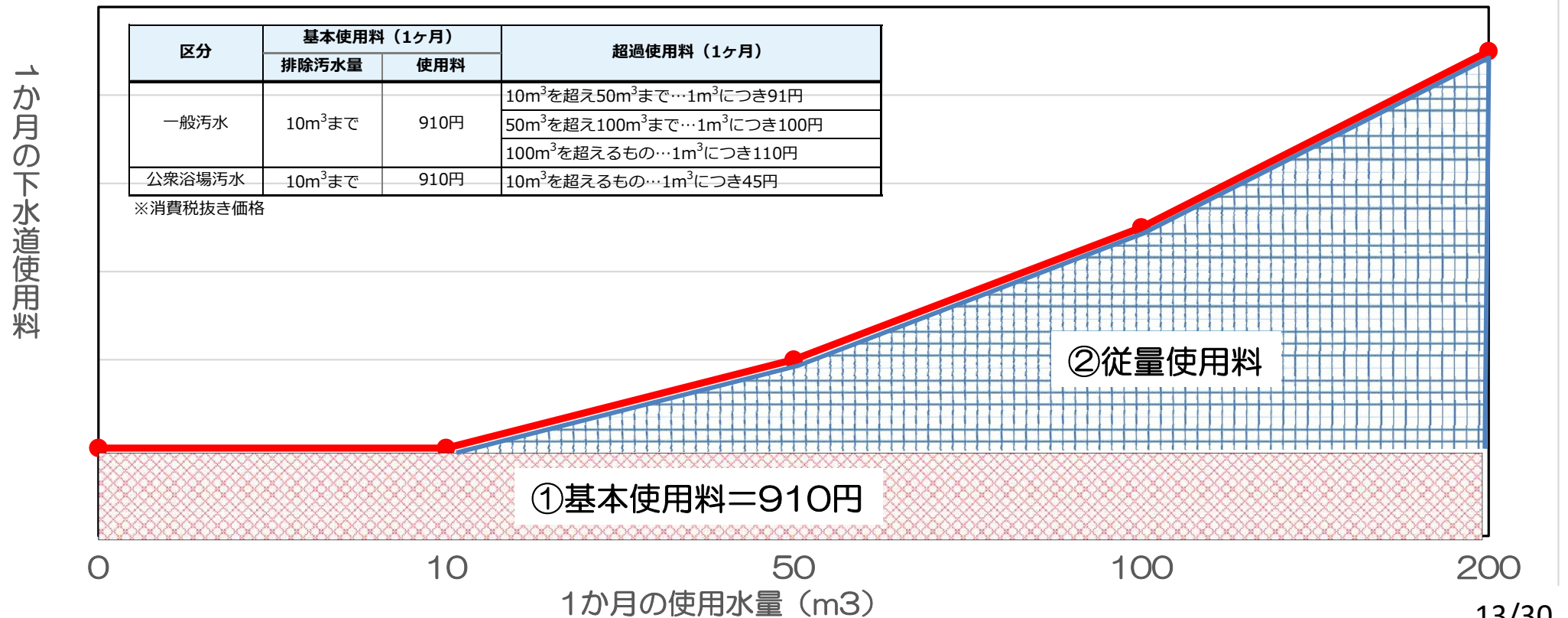
さらに、本町の特徴として、以下の体系が採用されています。

- ③ 基本水量制：一定量の範囲まで従量料金を徴収せず、基本料金のみを徴収
- ④ 累進使用料制：排出量の増加に応じて。1m³当たりの使用料単価を高く設定
 - 11m³～50m³まで・・・91円/m³
 - 51m³～100m³まで・・・100円/m³
 - 101m³以上・・・110円/m³

(2) 現行の使用料体系

資料1 P.4

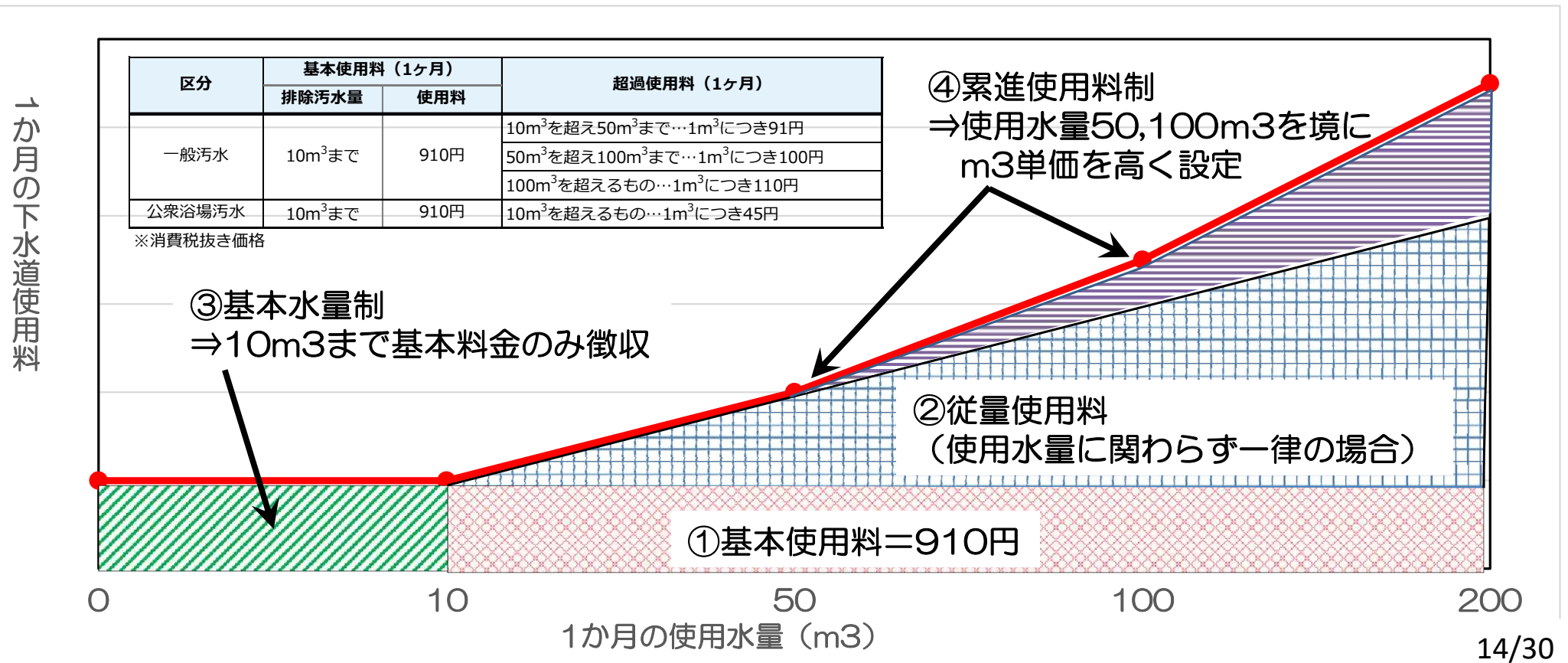
- ① 基本使用料：使用水量の有無に係わりなく徴収する金額 ⇒1か月910円
 - ② 従量使用料：使用水量の増加に応じて使用料が増額
- 「基本使用料」と「従量使用料」の「**二部使用料制**」を採用しています。



(2) 現行の使用料体系

資料1 P.4

- ③ 基本水量制：一定量の範囲まで従量料金を徴収せず、基本料金のみを徴収
- ④ 累進使用料制：排出量の増加に応じて。1m³当たりの使用料単価を高く設定



【課題】

③ 基本水量制について

- 基本水量制は、下水道供用開始当初に、生活に必要な最低限の発生水量を基本料金に含めることで、下水道への接続を促進するため、多くの自治体で導入されました。一方で、下水道や浄化槽の汚水処理施設の普及が進んだ現在ではこの目的は薄れています。
- 近年の少子高齢化により単身世帯が増加している状況を鑑みると、**1か月あたりの使用水量が10m³以下の世帯が増加する**と予想されます。
- 基本水量制は、10m³以内の使用水量であれば一律910円の使用料となっていますが、**節水努力をされている世帯に対して、不公平が生じています。**

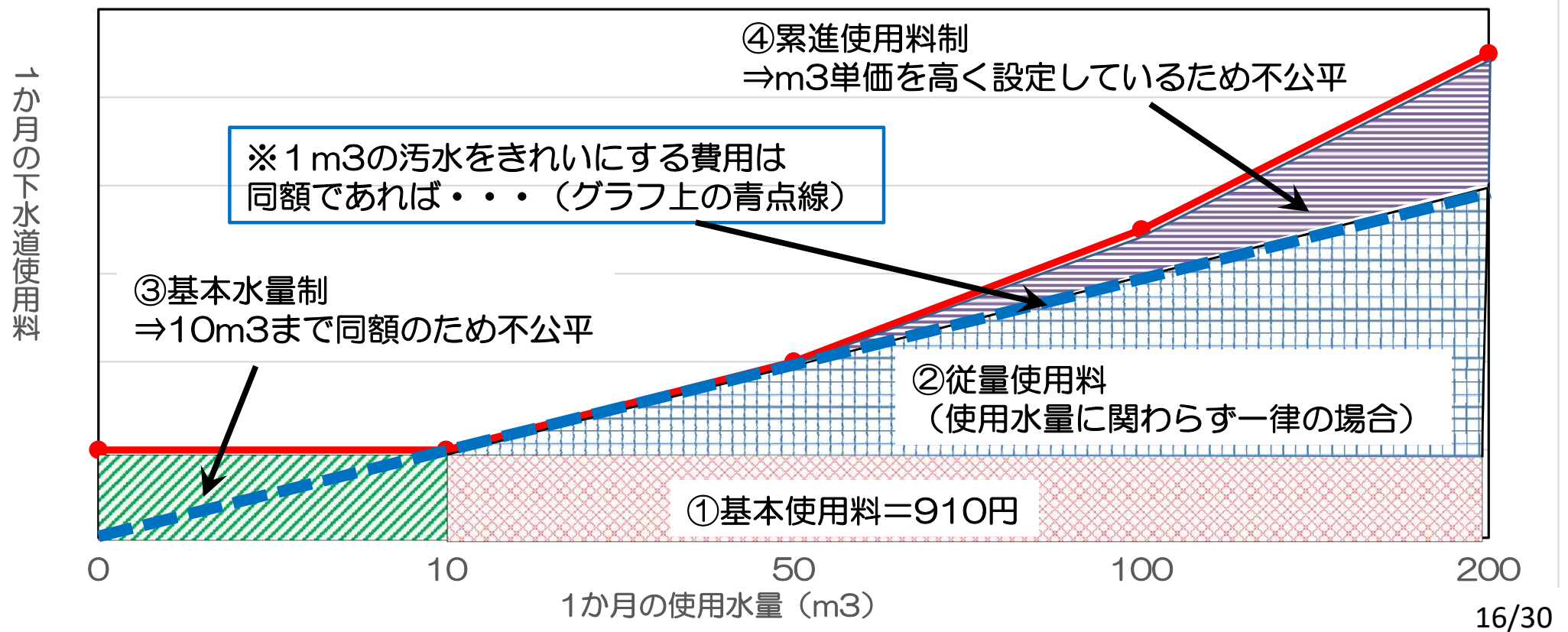
④ 累進使用料制について

- 累進使用料制は、急激な人口増加、高度経済成長に対応し、多量に水を使用する事業者に対して、水の使用を抑制することを目的に導入された制度です。
- 現在、1か月で100m³を超過している使用者は全体の0.6%にとどまり、累進制による本町の**下水道使用料収入増加額は、全体の1.7%に留まっています。**
- **供用開始当初の目的は薄れていることに加え、大口使用者に対して不公平が生じています。**

(2) 現行の使用料体系

【課題】

- ③ 基本水量制：一定量の範囲まで従量料金を徴収せず、基本料金のみを徴収
- ④ 累進使用料制：排出量の増加に応じて。1m³当たりの使用料単価を高く設定



議 題

(1) 第3回審議会の審議内容確認及び本日の審議事項

(資料1 P.1、資料2)

(2) 現行の使用料体系 (資料1 P.2)

(3) 使用料体系の見直し (資料1 P.5)

(4) 次回審議会の予定 (資料1 P.10)

(1) 基本方針

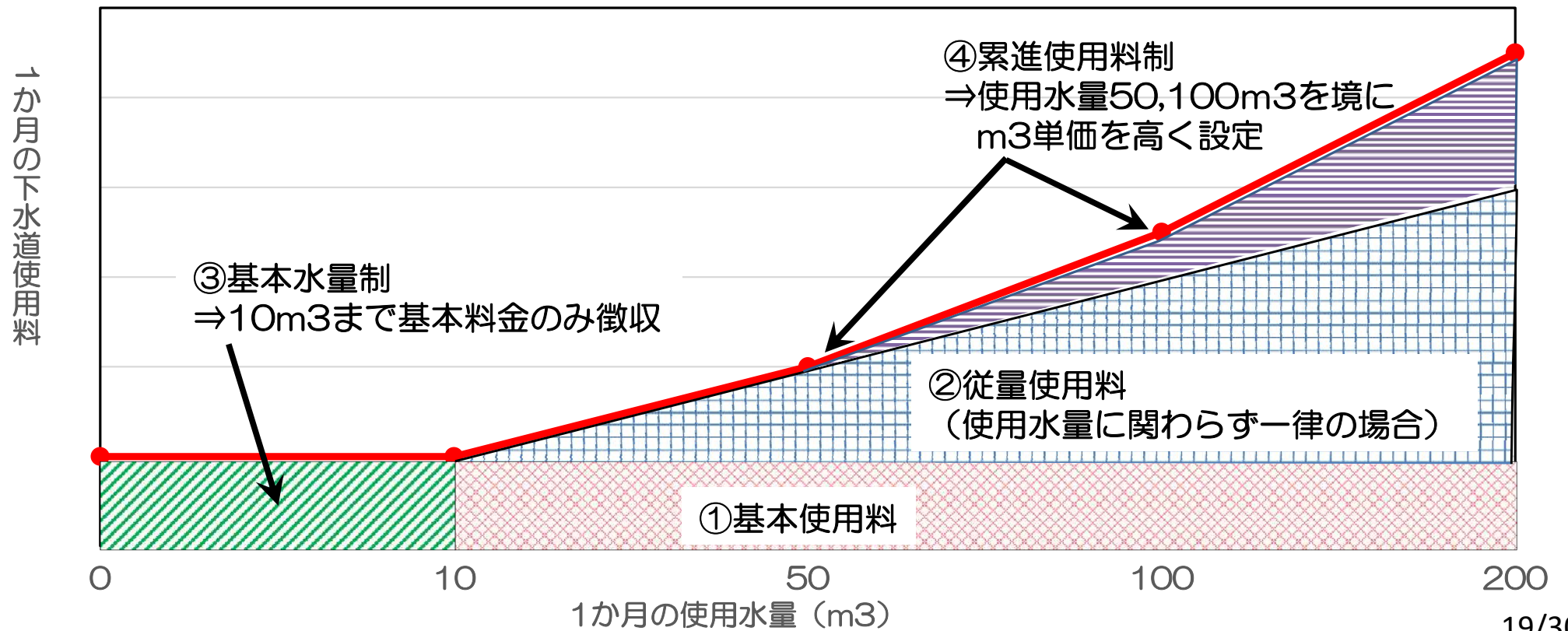
- 現在の本町の使用料体系の特徴・課題の整理に基づき、**使用者間の不公平を解消し、安定的な下水道使用料収入を持続させるため**、使用料改定時の使用料体系の見直しの基本方針は、以下のとおりとします。

【使用料改定に伴う新使用料体系の見直し基本方針】

- **基本使用料と従量使用料の二部使用料制を維持しつつ、基本水量制、累進使用料制を廃止します。**

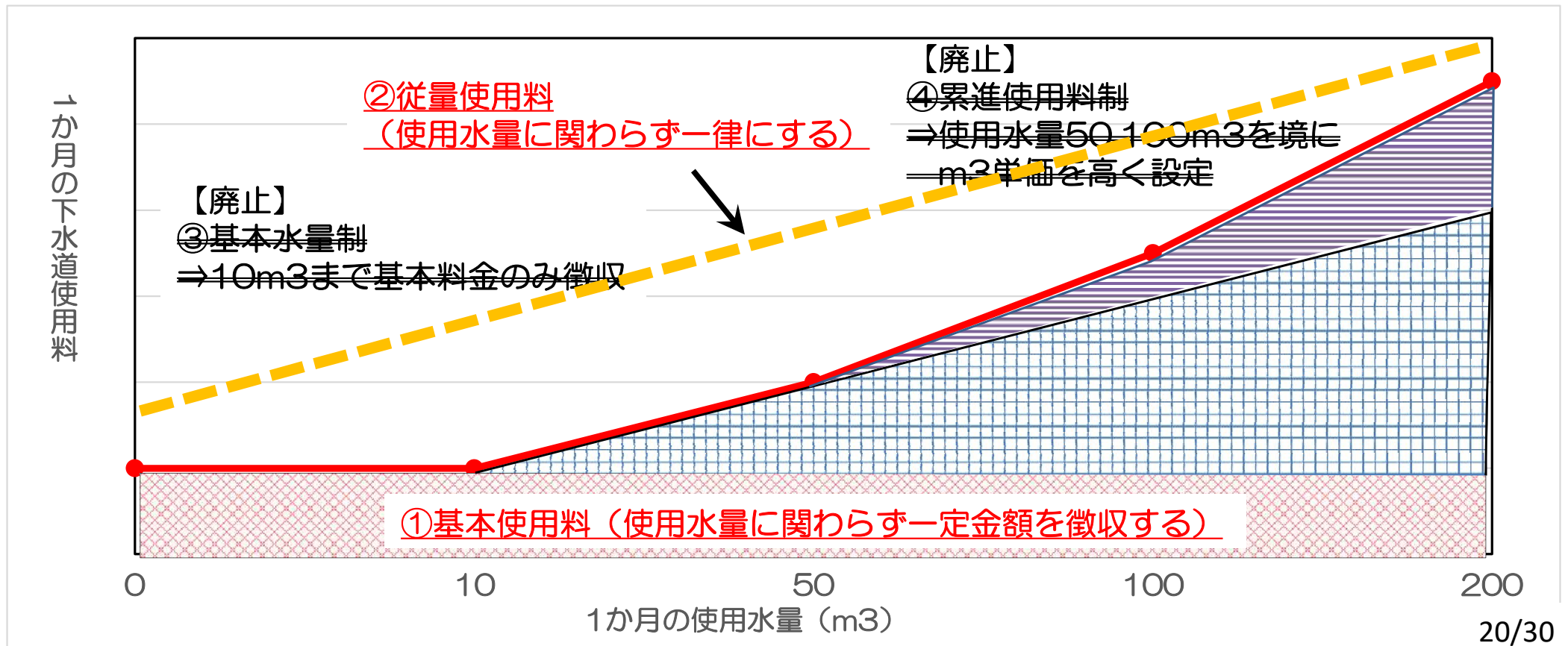
(3) 使用料体系の見直し

【現行の使用料体系】



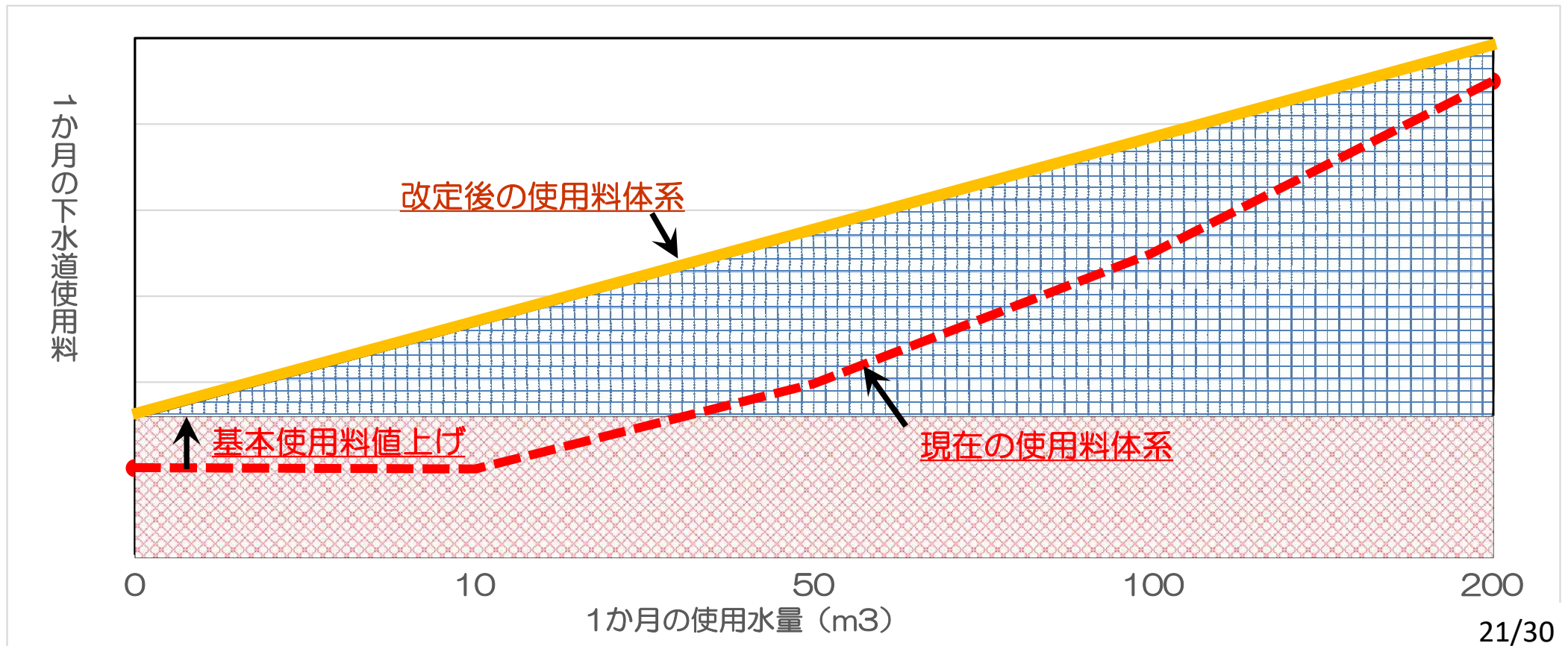
(3) 使用料体系の見直し

【使用料体系の見直しの考え方】



(3) 使用料体系の見直し

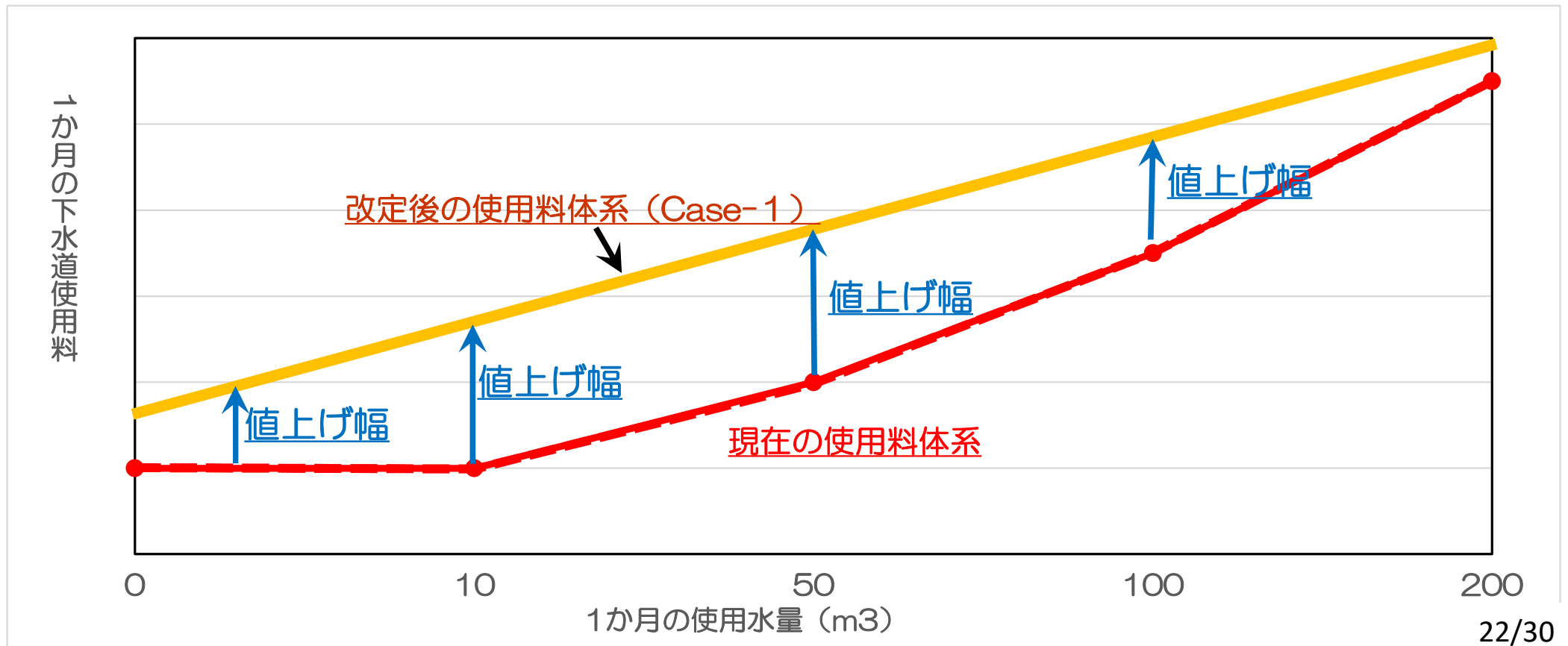
【使用料改定後の使用料体系の見直し】



(3) 使用料体系の見直し

【使用料改定後の使用料体系の見直しの課題】

★ 使用水量によって使用料の値上げ幅（改定率）が異なるため不公平

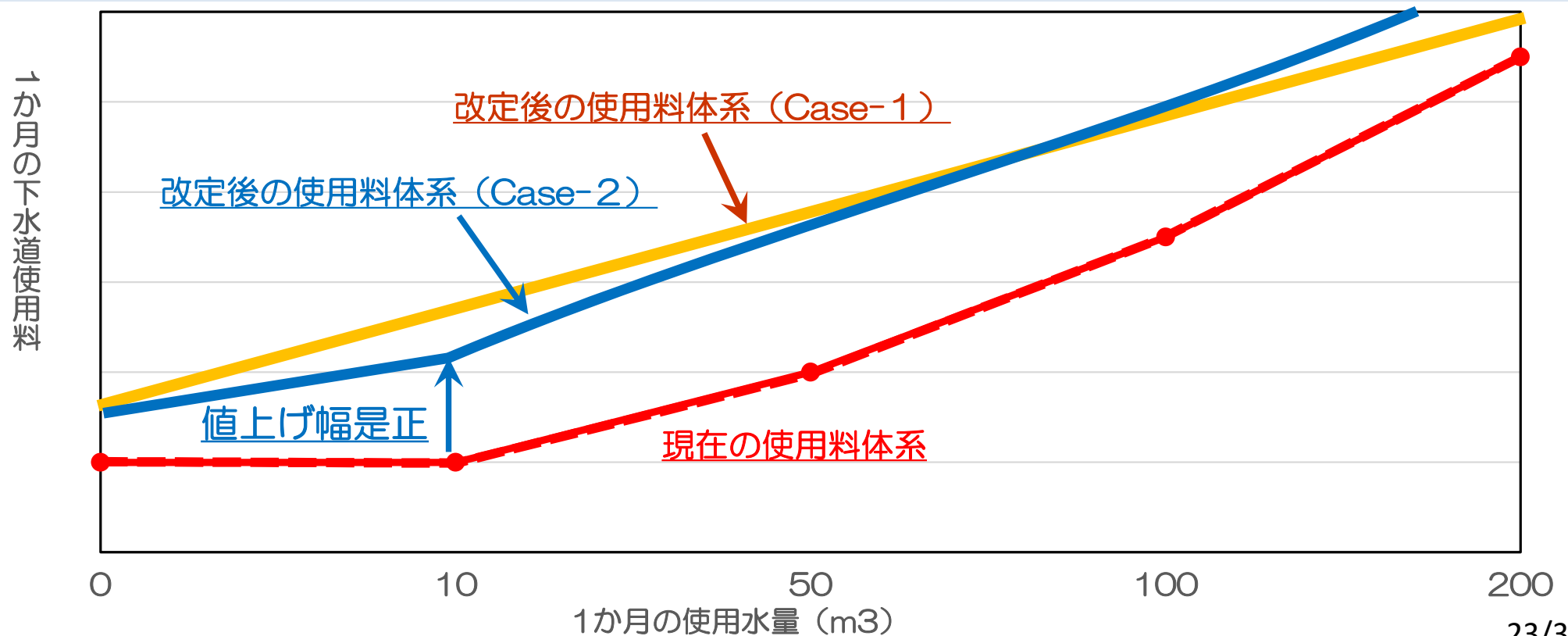


(3) 使用料体系の見直し

【使用料体系の見直し案】

Case-1 : 基本方針に基づき、「基本使用料+従量使用料」とする案

Case-2 : 使用水量別の改定率を是正するため、累進単価を暫定的に導入する案



(2) 使用料体系の見直し案

- 今回の使用料体系の見直し案として、以下の2ケースを設定しました。
 - Case-1：基本方針に基づき、「基本使用料＋従量使用料」とする案
 - Case-2：Case-①とした場合、1か月の使用水量が10m³前後の使用量の改定率が大きくなり、使用料改定による不公平が生じており、使用水量別の改定率を是正するため、累進単価を暫定的に導入する案
- 以上の2ケースの使用料体系について、第3回審議会で意見を頂きました以下の2ケース別に使用料体系改定案を設定しました。
- Case-A：3段階の改定で経費回収率100%を目指す場合のR6使用料改定率：33%
- Case-B：3段階の改定で経費回収率100%を目指す場合のR6使用料改定率：50%

(3) 使用料体系の見直し

資料1 P.6~9

★ 使用料体系見直し案

★Case-A：使用料改定率33%（3段階の改定方針）

ケース	基本使用料 (1ヶ月)	従量使用料 (1ヶ月)
Case-1	1,100円	1m ³ につき81円
Case-2	1,100円	10m ³ まで…1m ³ につき31円
		10m ³ を超えるもの…1m ³ につき113円

※消費税抜き価格

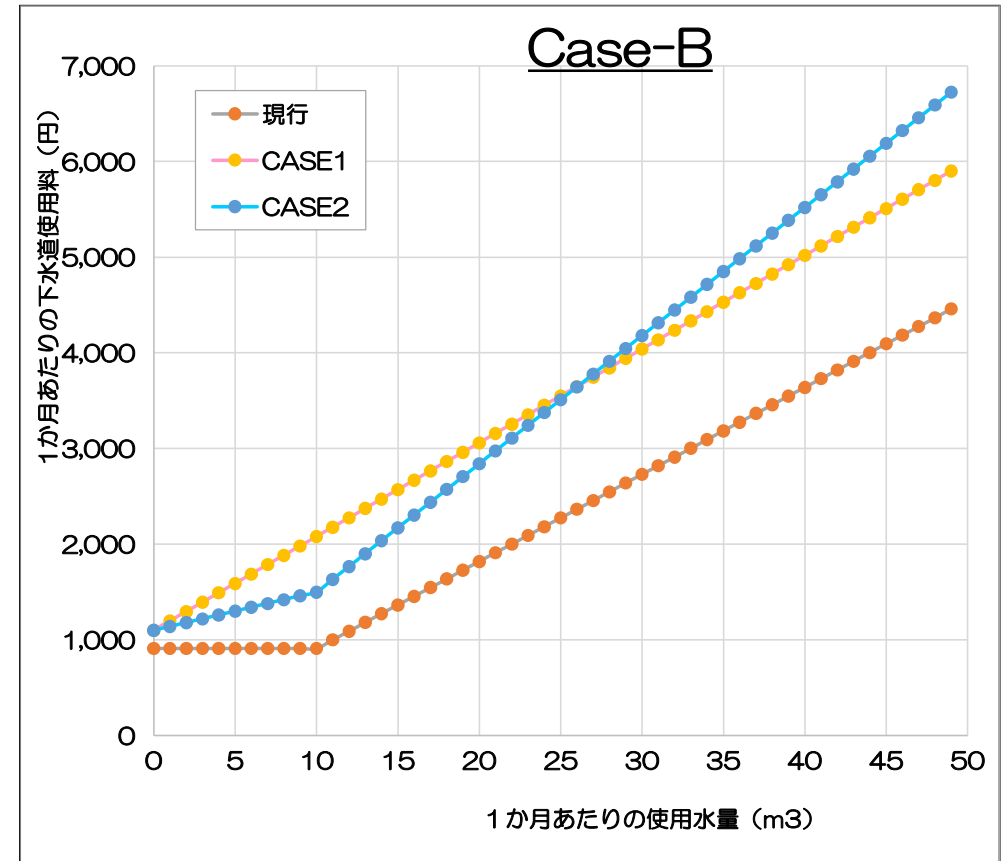
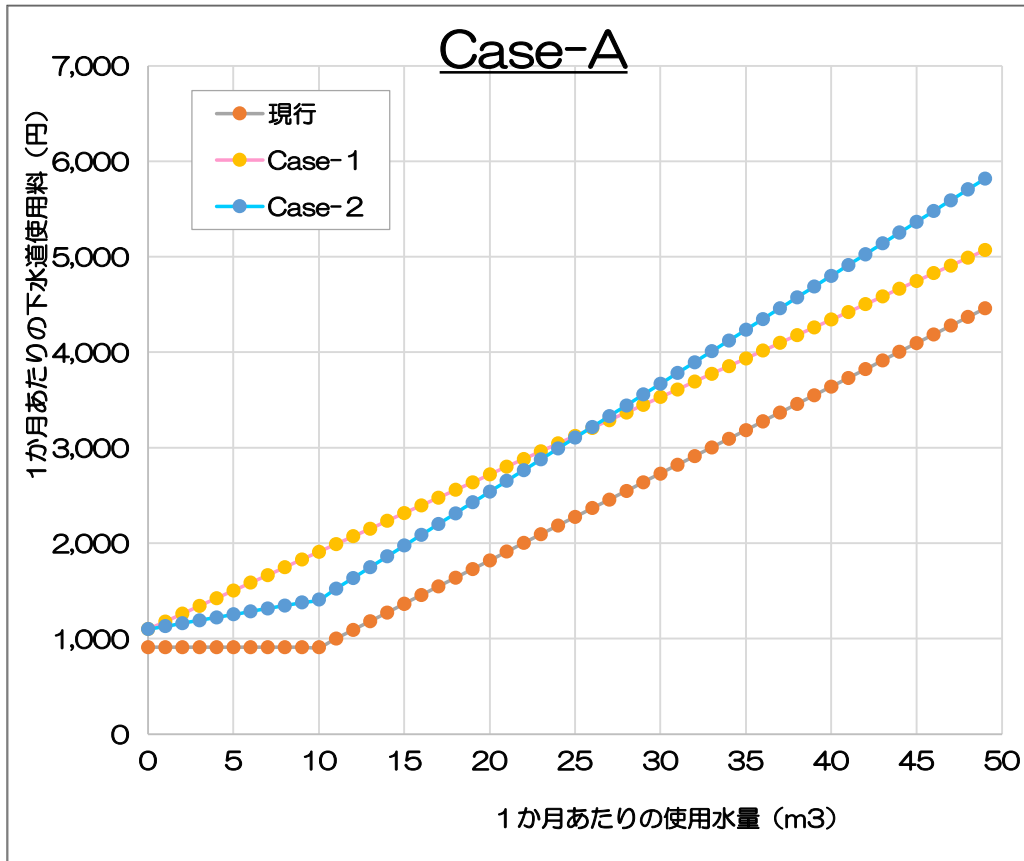
★Case-B：使用料改定率50%（3段階の改定方針）

ケース	基本使用料 (1ヶ月)	従量使用料 (1ヶ月)
Case-1	1,100円	1m ³ につき98円
Case-2	1,100円	10m ³ まで…1m ³ につき40円
		10m ³ を超えるもの…1m ³ につき134円

※消費税抜き価格

(3) 使用料体系の見直し

★ 使用料体系見直し案



議 題

(1) 第3回審議会の審議内容確認及び本日の審議事項

(資料1 P.1、資料2)

(2) 現行の使用料体系 (資料1 P.2)

(3) 使用料体系の見直し (資料1 P.5)

(4) 次回審議会の予定 (資料1 P.10)

★下水道料金等審議会のスケジュールと審議事項

- 今回の審議では、使用料体系率に関する複数ケースの資料を提示し議論をいただき、令和6年度に予定する使用料改定時の使用料体系について、討議を行っていただきました。
- 次回審議会(令和5年2月下旬予定)では、第1回から第4回までの審議会で頂きました意見などを取りまとめるとともに、下水道使用料の改定に向けた答申を頂く予定です。

★ 次回審議会の審議事項

項目	時期	審議事項
第1回 審議会	令和4年 5月25日	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 本審議会の審議事項と全体スケジュール ◇ 公共下水道事業概要・財務状況 ◇ 経営戦略の概要および使用料改定の方向性
第2回 審議会	8月23日	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 使用料対象経費（下水道経費の負担区分・排水需要予測・使用料算定期間） ◇ 収支見積に基づく使用料改定の必要性
第3回 審議会	10月4日	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 令和6年度に予定する使用料改定率 ◇ 経費回収率100%を目指した段階的な使用料改定方針
第4回 審議会	11月24日	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 改定使用料体系（基本使用料・従量料金の設定等）
<u>第5回</u> <u>審議会</u>	<u>令和5年</u> <u>2月下旬</u>	<ul style="list-style-type: none"> ◇ <u>下水道使用料の改定水準</u> ◇ <u>料金等審議会答申</u>



ご静聴ありがとうございました。